

令和元年6月24日現在

機関番号：45506

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2018

課題番号：26780469

研究課題名（和文）小学校教員検定試験における「教科」試験問題の分析 兵庫県の事例を中心に

研究課題名（英文）Historical analysis on Education department for certificate examination system for elementary school teachers in Hyogo

研究代表者

山本 朗登 (Yamamoto, Akito)

山口芸術短期大学・保育学科・准教授

研究者番号：60611704

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、戦前、小学校教員免許状取得のために行われた小学校教員検定において、兵庫県の教科試験を事例にどのような試験が出題されたのかを調査、分析したものである。特に明治期においては、文部省の示した試験範囲を逸脱する出題が多く、准教員資格において、各道府県のなかで独自の教員像を持ち得た可能性を指摘できる。また、最高の資格である小学校本科正教員の資格においては、管理法の中で教育制度に関する設問の割合が増加する傾向にあったこと、大正期から昭和期にかけて、全ての資格において徐々に教える技術よりも教育学に対する深い理解を求める傾向が見られることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦前の小学校教師について、師範学校卒業者は一面誠実だが偽善的であったなどと評価され、これまで「師範タイプ」と呼んで批判が行われてきた。しかし実は教師たちの大半は師範学校卒業以外の方法で免許状を取得しており、彼らがどのような力量を持ち、どのような教師だったのかを明らかにしなければ、教師のあり様を正確に把握・批判し、今後に生かすことはできない。本研究は、どのような学識があれば師範卒でなくとも免許状を授与されていたのかを歴史的に研究する第一歩であり、参考書全体を通読し把握する勤勉な学習習慣や、一部の資格で教育制度や教員の管理面の知識を重視する傾向がみられたことなどを明らかにしたものである。

研究成果の概要（英文）：In the present study, I examined the details of qualifying examinations for being elementary school teachers of Hyogo Prefecture before the World War II and clarified what qualities and abilities were expected from the candidates.

Around the end of Meiji Era, in particular, a considerable number of questions which deviated from the norm of Ministry of Education were found, which implied that each prefecture was allowed to formulate its own image of associate teachers and that the image was reflected in the test questions.

As for the examination for being full elementary school teachers, which is the highest rank, an increased number of questions concerning education systems were found. The present study also clarified that all examinations were likely to put more emphasis on deep understanding of pedagogy rather than teaching methods from Taisho Era to Showa Era.

研究分野：教育学

キーワード：教育史 教員養成 小学校教員検定

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

戦前における小学校教員に関しては、師範学校で養成が行われたこと、一方で特に「代用教員」の名で無資格者が教員として採用されることがあったことなどが通説として述べられる。一方で、戦前における中学校や高等女学校などの中等教員について、高等師範学校での養成のほかに、通称「文検」と呼ばれる試験制度があり、その試験に合格すれば教員免許状が授与されるシステムがあったことが明らかになった。

この影響もあって小学校教員においても研究が進み、階層的な教員免許状が設定されていたこと、中等教員と同じように試験を受けて免許状の上進を目指すシステムが存在していたことが判明した。これが小学校教員検定という制度のうち、特に試験検定と呼ばれる制度である。

しかしながらこれまでの研究は、そのような制度が存在したこと、また各道府県で少しずつ制度が異なっていたことなど、制度論的な解明にとどまるものであり、実際の教員がその試験制度の中でどのような能力を獲得し、また教員に必要な能力がどのように設定されたのかなどを検討したものは皆無であった。

そこで本研究では、兵庫県の試験検定に着目し、「教科」の試験問題の分析を行うこととした。兵庫県を選択した理由としては、当県の制度研究を筆者自身が行っており、ある程度の地の利があったこと、教科試験の実施方法が特殊な時期があり、なんらかの特異性があるのではないかと考えたためである。また「教科」を選んだ理由は、全科目の問題を分析するにはあまりに問題数が膨大であること、「教科」が教師として必要とされた資質・能力が最もダイレクトに反映される科目であると考えられたことから、当時の教師像を明らかにする上で分析対象として最も妥当であると考えたためである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、兵庫県の試験検定のうち、「教科」の試験問題の分析を行うことにより、当時の教員にどのような資質を求めたのか、どの程度の知識を有すれば有資格に値すると考えられたのか、また複数ある教員資格にどのような関係性が存在したのかを明らかにすることである。研究範囲としては兵庫県一県にとどまるものであり、一事例を明らかにしたに過ぎないが、このような試験問題を分析対象とした研究は皆無であることから、一つの道標として、全ての道府県における試験検定の実態解明につながるものであり、延いては戦前における小学校教員の実態を解明する一助とするものである。

3. 研究の方法

研究の方法としては以下の4点があげられる。第一に「教科」試験の試験範囲を整理すること、第二に当時の兵庫県教育会が発行していた雑誌を中心に、教育系雑誌や試験検定に関する受験参考書等を含めて調査し、試験問題の収集すること、第三に当時の受験者のために参考書として指定された教科の教科書群を収集し、当時の分野がどのような設定されていたのかを分析すること、第四にその分野分類をもとに試験問題を分類・検討することで、当時の有資格教員に求められた資質・能力の解明を目指すことである。

4. 研究成果

まず前提となる戦前小学校教員の教員資格について述べておきたい。戦前においては、おおむね小学校本科正教員(以下、「小本正」と略す)の資格を取得することが師範学校卒業生(正規の養成機関卒業生)と同等となることを意味した。この小本正資格は尋常小学校、高等小学校ともに自立して教授することができる資格であった。この他に、高等小学校では教授できないものの尋常小学校では小本正資格と同等である尋常小学校本科正教員(以下、「尋本正」と略す)高等小学校で教えられるが正教員の指導のもとに授業を行う必要のある小学校本科准教員(以下、「小准」と略す)尋常小学校のみでしか教えず、正教員の指導を受けなければならない尋常小学校本科准教員(以下、「尋准」と略す)の計4種の資格が存在し、階層構造を成していた。以下、この4資格を前提として成果をまとめる。

(1) 試験分野分類と制度上の出題範囲の変遷

本研究で取り扱う兵庫県の「教科」試験範囲に関する法令は、一つには文部省によって定められた小学校教員検定関連の法令群、二つにはそれを受けて制定された兵庫県における小学校教員検定に関する法令群をあげることができる。加えてこれらの法令は師範学校関係の法令に部分的に依拠しながら制定されたものであり、師範学校関係法令も試験検定に関わっていた。

それらを整理すると、試験範囲は表1のように整理できる。表中の「」はおそらく試験範囲と推測されるが、法令上名言がない項目である。また特に「教育理論」分野に代表されるが、時期によって分野名称が変わることがあったが、本稿では便宜上統一することとした。

また、試験検定では、それぞれの資格でどのような教科書を勉強しておくべきか指示されることがあった。これが「標準図書」と呼ばれるもので、師範学校で使用されることを前提に作成された教科書が選定された。また小本正資格用の標準図書は、兵庫県内の各師範学校で実際に使用されているものと同じ教科書とされた。これらの教科書は分野ごとに編集されており、書名から分類すると「教育理論」「教育史」「学校管理法」「教授法」「心理学」「論理学」の6種類に大別することができる。このうち教授法関係の教科書が一般的な教授法理論を扱う「教授

尋本正資格の試験は、小本正に比べ常に出題数が1～2問程度少なく、4問が標準的であった。試験時間は資格に関わらず2時間であったので、小本正資格に比べれば回答には余裕があったと思われる。

表3 尋本正資格の試験問題

	教育史	教育理論	心理学	論理学	教授法	各科教授法	学校管理法
M25～M33	0 0.0%	3 17.6%	4 23.5%	0 0.0%	2 11.8%	2 11.8%	6 35.3%
M34～M39	2 6.7%	8 26.7%	1 3.3%	0 0.0%	7 23.3%	7 23.3%	5 16.7%
M40～M42	1 4.5%	4 18.2%	1 4.5%	0 0.0%	3 13.6%	8 36.4%	5 22.7%
M43～T7	0 0.0%	12 24.5%	1 2.0%	0 0.0%	14 28.6%	9 18.4%	13 26.5%
T8以降	0 0.0%	13 56.5%	1 4.3%	0 0.0%	3 13.0%	3 13.0%	3 13.0%
合計	3 2.1%	40 27.6%	8 5.5%	0 0.0%	29 20.0%	29 20.0%	32 22.1%

このうち「心理学」は一度も尋本正資格の試験範囲に含まれたことはなかったが、稀ではあるものの、どの時期でも出題が見られる。特に1900(明治33)年以前は多いことから、この時期の尋本正資格は、「教育史」が出題されないだけでほとんど小本正資格と大差ないほど広い範囲から出題されたことがわかる。1901(明治34)年以降は「心理学」の出題が減る代わりに「教育史」が試験範囲に含まれたが、1907(明治40)年以降、試験範囲が「教育理論」「教授法」「各科教授法」「学校管理法」に限定されることにより、出題内容も試験範囲に概ね沿った内容となっていた。大正期に入るところから「各科教授法」が減り始め、昭和期には「教育理論」が極端に出題の中心を占めるようになった。これらを総合すると、尋本正資格に求められた資質・能力の特徴としては、明治30年代までは小本正資格よりもやや範囲が狭い程度の高度な知識、

1907(明治40)年あたりから出題範囲を絞り込むことで理論分野の削減が行われた(とはいえ試験範囲外とされた時期が長い「心理学」が僅かとはいえ出題され続けたことなどから、理論的理解を軽視したわけではなかった) 伝染病や学校生活に適切な校舎配置に関する知識、時間制作成の能力など、総合的な実務能力の3点があげられる。

(3) 准教員資格における出題傾向

まず小准資格における出題は表4のように分類することができる。

特に小准資格で注目されるのは、試験範囲外分野の出題の多さである。1900(明治33)年以前では、範囲外の「心理学」がむしろ出題の中心といってもよいほど出題された。1901(明治

表4 小准資格の試験問題

	教育史	教育理論	心理学	論理学	教授法	各科教授法	学校管理法
M25～M33	0 0.0%	2 10.5%	6 31.6%	0 0.0%	5 26.3%	2 10.5%	4 21.1%
M34～M39	0 0.0%	1 4.5%	1 4.5%	0 0.0%	4 18.2%	13 59.1%	3 13.6%
M40～M42	0 0.0%	3 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 16.7%	12 66.7%	0 0.0%
M43～T7	1 2.9%	3 8.6%	3 8.6%	0 0.0%	13 37.1%	15 42.9%	0 0.0%
T8以降	0 0.0%	8 53.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 20.0%	2 13.3%	2 13.3%
合計	1 0.9%	17 14.8%	10 8.7%	0 0.0%	28 24.3%	44 38.3%	9 7.8%

34)年以降においてはおおよそ出題が「教授法」と「各科教授法」に集中していくが、範囲外となった「学校管理法」が複数回出題された。1907(明治40)年から1909(明治42)年にかけては「教育理論」が、1910(明治43)年以降は「教育理論」と「心理学」が、1919(大正8)年以降は「学校管理法」が、いずれも範囲外から何度も出題されている。一貫しているのは、「教育理論」からの範囲外出題が常に存在している点であり、「教育理論」は最終的に1919(大正8)年以降正式な出題範囲とされた。これは、結果的に兵庫県の出題傾向が文部省によって「追認」されたともいえた。小准資格においては、「教授法」と「各科教授法」だけの知識では不十分であるとの認識に立ち、時期によって振れ幅はあるものの、尋本正に相当に近いレベルを問うていたことがわかる。ただし設問の内容は、当初の理論的内容から実践的な設問に移行する傾向がみられた。これらのことから、小准資格で求められた資質・能力は 高等小学校の科目に対応した教授法に関する理解、 予習・復習・自習といった教員不在での学習活動を理解し、 二部教授等の現実問題に対応する能力、 理論的理解が正教員に比してあまり求められなかったことから、比較的広く浅く教育に対して理解することであったと考えられる。

最後に最も低位の教員資格であった尋准資格については、表5のようにまとめられる。

尋准資格は小准資格とは全く異なり、試験範囲外の出題が少ないという特徴が明らかになった。出題内容は明確に「教授法」「各科教授法」に集中しており、特に「各科教授法」に至っては全問題の半数を占めた。また、「学校管理法」が試験範囲外となる1901(明治34)年や「教育理論」が試験範囲に入る1919(大正8)年など、明らかに試験傾向は変化しており、本資格では試験範囲の変更は迅速かつ正確に実施されていたことがわかる。このことから尋准資格の特徴は、尋常小学校で実施する授業科目に限定した上で、科目に対する適切な教授法の理解、一般的な教授法においても理論的理解よりも実践面を一際重視する等、理論的理解の省略、各時期における試験範囲を極力超えない最低限度の出題とすることによる受験しやすさであ

ったと考えられる。については、昭和期において「教育理論」が試験範囲に加わったが、半数が「養護」についての理解を問うものであった。これは平素から

	教育史	教育理論	心理学	論理学	教授法	各科教授法	学校管理法
M25～M33	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	3 20.0%	4 26.7%	7 46.7%
M34～M39	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 31.8%	14 63.6%	1 4.5%
M40～M42	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 40.0%	9 60.0%	0 0.0%
M43～T7	0 0.0%	1 3.3%	2 6.7%	0 0.0%	8 26.7%	19 63.3%	0 0.0%
T8以降	0 0.0%	5 38.5%	0 0.0%	0 0.0%	4 30.8%	3 23.1%	1 7.7%
合計	0 0.0%	6 6.2%	3 3.1%	0 0.0%	28 28.9%	49 50.5%	9 9.3%

子どもの様子を観察し、家庭の力の及ばない部分を補って心身の発達を増進することが求められたものであり、これも理論的理解というよりは実践的な内容に限られていた。

(4) まとめ

前述のように、各資格において試験範囲が定められていたが、資格によっては試験範囲外からの出題が頻繁に、あるいは恒常的にみられた。ただしこれは、道府県レベルで自由な試験範囲を設定したわけではなく、範囲の逸脱は出題者レベルで発生していた。出題者は多くの場合師範学校教員であったとされるが、師範学校教員の組織レベルでの考え方や、あるいは出題者個人の考え方が制度上の試験範囲より優先され、またある程度自由に試験に反映できた可能性が指摘できる。このことは、兵庫県だけでなく全国的に出題者がその道府県の試験範囲に縛られることなく試験を実施し得たであろうこと、延いては戦前日本における小学校教員検定の試験検定が、相当な多様性を有する資格試験であり、同じ資格であっても同等の資質・能力を有するという前提が成り立たない可能性を強く指摘するものである。

また、4資格の階層構造の解明という点においては、1900(明治33)年までは小本正資格と尋本正資格の差は小さかったものの、それ以降は難易度の差が大きかったこと、また尋本正資格のレベルが下がったことと小准資格で試験範囲外の出題の頻度が高かったことから、両資格の出題範囲の差が小さいことが明らかになった。仮に尋准資格取得者が資格の上進を狙って上位資格を受験する際、尋本正資格を受験するのであれば「教育理論」や「学校管理法」の学習を追加する必要があったが、小准資格を受験するのであれば、それらに加えて高等小学校用の「各科教授法」を再学習する必要が生じてしまう逆転現象が起こることとなった。このように出題範囲に注目すると、小准資格をわざわざ受験する意義が薄れてしまっていた。これは兵庫県の試験検定のなかでも、小准資格受験者が際立って少ないという当時の統計(小准資格受験者は小本正・尋本正・小准・尋准受験者合計のうち、6%強を占めるに過ぎない)とも一致するものである。

また1917(大正6)年ごろから小本正資格、尋本正資格の試験において、「教育科」試験を「教育学」と「教授法及管理法」の二分割する形式で表記されるケースが度々みられる。この二分割形式がどのように実施されたか詳細は不明であるが、この時期から内容別に整理して出題された可能性がある。なお、この時点では出題傾向や問題数に特に大きな変化は見られないことから、単に内容別にまとめたただけだったのではないかと考えられる。

しかしこの発展型として、1938(昭和13)年より「教育科」試験の高度化が図られた。事の発端は1937(昭和12)年末の改正に伴い、尋本正資格試験の高度化が求められたことに始まる。改正内容は小本正資格にも及び、小本正資格の「教育科」を「論理学及心理学」「教育学及教育史」「教授法及管理法」というように6分野を3科に分割、尋本正資格は「教育学及心理学」「教授法及管理法」というように4分野を2科に分割した。これは兵庫県の大きな特徴であったと考えられる。

この方式での試験は1938(昭和13)年以降であるが、受験参考書の減少、雑誌の統合や頁数の削減などの影響を受け、判明した試験問題は1939(昭和14)年の1回のみである。このため内容の分析が困難であるが、出題形式は極めてシンプルで、両資格とも各分野必ず2題ずつの出題(一部、大問の中に小問を設定することがあり、その場合は3題になる)となっていた。このため、小本正では12題程度、尋本正では8題程度の問題を解く必要があり、それまでの出題数からほぼ倍増したといえる。少なくとも問題数を大幅に増やして知識を精査し、試験範囲であってもたまたま出題されなかった分野があるといった問題を解消(すなわち「まぐれ」合格の防止対策である)し、全体的に厳密な試験を行う意図があったことが明らかになった。

5. 主な発表論文等

『『教員と文検』目次 1942(昭和17)年2月号～1944(昭和19)年4月号』『研究論叢』第21号、神戸大学教育学会、2015年。

「明治期兵庫県における小学校教員検定「教育科」試験に関する一考察 標準図書からみる

出題分野 「」『山口芸術短期大学研究紀要』第 49 巻、2017 年、79 - 87 頁。
「明治 30 年代兵庫県における小学校教員検定試験「教育科」の分析」『山口芸術短期大学研究紀要』第 51 巻、2019 年、169 - 182 頁。

〔雑誌論文〕(計 3 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号 (8 桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。